

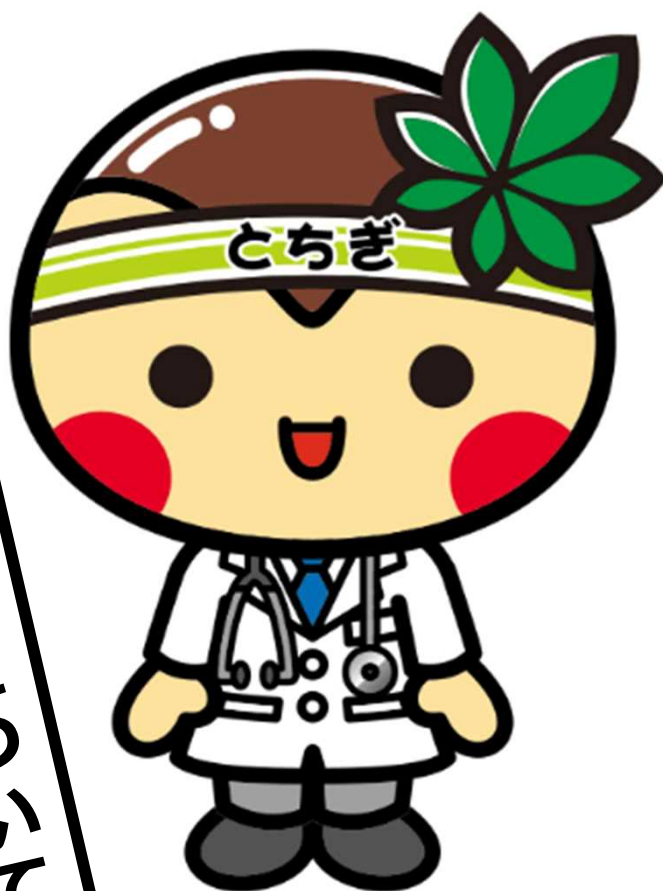
病院・診療所

資料 3

を開業する方へ

外来医療計画の策定について

新たに購入する方へ



医療機器

栃木県医療政策課

地域における「外来医療機能」、「医療機器」の偏在等を改善するため、**栃木県外来医療計画**を策定しました。
ご協力の程、よろしくお願いいたします。

外来医療機能の強化に向けて

栃木県では全ての二次保健医療圏において、3つの医療機能の強化が必要です。

特に宇都宮二次保健医療圏においては、外来医師偏在指標が全国的にみても高いことから、**新規開業希望者の意向を確認し、必要に応じて地域医療構想調整会議にて協議を行います。**

(強化が必要な3つの医療機能)

- ① 夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制
- ② 在宅医療の提供体制
- ③ 学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

※具体的な手続きについては、以下のとおりとなります。

(誰が) 外来医師多数区域(宇都宮二次保健医療圏が該当)の新規開業希望者が
(何を) 「不足する」外来医療機能(上記①～③)を担うことを
(どのように) 開業に係る届出様式により、担うか否かの意向を示し、必要に応じて地域医療構想調整会議で協議を実施する。

医療機器の効率的な活用に向けて

栃木県では二次保健医療圏ごとに医療機器の稼働状況にばらつきがあります。

質の高い医療提供体制に向けて、医療機器の効率的活用を推進すべく、**新たに医療機器を購入した方に共同利用計画等の作成をお願いするとともに、地域医療構想調整会議にて協議を行います。**

(対象となる医療機器)

- ① CT：マルチスライスCT(64列以上、16列以上64列未満、16列未満)、その他CT
- ② MRI：3テスラ以上、1.5テスラ以上3テスラ未満、1.5テスラ未満
- ③ PET：PET、PETCT、PETMRI
- ④ 放射線治療：ガンマナイフ、リニアック
- ⑤ マンモグラフィ

※具体的には、以下のような手続きを実施していただくこととなります。

(誰が) 対象となる医療機器(上記①～⑤)を購入する医療機関等が
(何を) 医療設備・機器等の共同利用の方針及び具体的な共同利用計画を作成し
(どのように) 地域医療構想調整会議で協議を実施する。なお、共同利用を行わない場合、その理由について上記調整会議にて確認する。

詳細については、栃木県のホームページをご覧ください。以下連絡先までお問い合わせください。

栃木県医療政策課 / TEL 028-623-3145